

相続税相談

相続税の手続きってどうしたらいいの？

こんなことでお困りの方へ。私たち**専門家**が解決します。

●相続税とは

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。



●相続税が必要な人とは

被相続人から相続などによって「財産を取得した人の課税価格の合計額」（「相続税が課される財産の合計額」から「相続財産から控除できる債務と葬式費用の合計額」を差し引いた金額）が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

「遺産に係る基礎控除額」 = 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

●相続の申告と納税

相続の開始を知った日（通常の場合は被相続人が亡くなった日）の翌日から 10 か月目の日までに、納付税額が発生する場合は、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出し、納税しなければなりません。

40年の安心と信頼の実績で皆さんをお支えいたします

平成27年の改正以来、10人に1人の割合で相続税の納付義務が生じています。税理士法人永田会計では相続税に力を入れており、昨年度の相続税申告は20件という実績を残しています。

相続対策を始めたい方、アドバイスが欲しい方、相続税の概算が知りたい方など、お気軽にご相談ください。

※初回相談のみ無料（90分）。

※相続税申告の料金は、財産を基に当社規定による料金表から算出します。



 税理士法人 永田会計 (担当: 川俣、川田)

お問い合わせ先

〒860-0863
熊本県熊本市中央区
坪井6丁目23番3号

電話: 096-345-6211
FAX: 096-345-5371
HP: <http://www.taxnagata.com>



↑ ホームページはこちら